

2024年2月通常会議意見書案に対する討論

柏木敬友子

私は、ただ今議題となっています

意見書案第4号 訪問介護事業の基本報酬引き下げの撤回と介護報酬全体の大幅な引き上げを求める意見書

意見書案第5号 自由民主党の裏金問題の徹底究明と金権腐敗政治の一掃を求める意見書

意見書案第6号 子どもの権利擁護の立場から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める意見書

意見書案第7号 県立小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方について十分な議論を求める意見書

について討論を行います。

まず、意見書案第4号についてです。

政府は3月15日、訪問介護の基本報酬を2～3%減らすことを含む介護報酬改定を告知しました。訪問介護の基本報酬引き下げは、例えば20分未満の身体介護は6単位減り、20分～45分の生活援助は4単位減るといったものなどです。

訪問介護は在宅生活の要介護の高齢者にとってなくてはならないサービスです。今でも赤字の訪問介護事業所が、この報酬引き下げで倒産廃業につながることは明らかです。厚労省が昨年行った介護事業所の調査の中で、収支差率0%未満いわゆる赤字の訪問介護事業所が36.7%も占めることがわかっています。特に地域の家を1件1件訪ねる訪問介護は経営も人手も苦しい状態です。厚労省は加算をとればプラス改定だといいますが、今でも加算をとれる事業所は1割にも満たない状態です。このような中、大津市内の昨年1年間の介護事業所の廃業は20件、その内半数の10件が訪問介護事業所でした。このままでは在宅介護を受けられない高齢者の、在宅放置に繋がりがかねません。

介護保険制度には、報酬が上がれば保険料も利用料も上がるという構造的な課

題があります。高齢者の暮らしを守りつつ、これを解消するためには、介護保険に対する国の負担割合をあと10%増やして、持続可能な保険制度にするしかありません。

地域から介護の灯を消すことにつながる、訪問介護事業の基本報酬引き下げの中止を求め、介護報酬全体の大幅な引き上げを求める本意見書案に、議員各位の賛同を求めます。

次に、意見書案第5号 自由民主党の裏金問題の徹底究明と金権腐敗政治の一掃を求める意見書についてです。

国会では自民党派閥の裏金事件に関する政治倫理審査会が開かれていますが、出席議員は、自民党調査で判明した83人の議員のうち、9人に留まっています。さらにその答弁は、「事務方に任せているので知らない」、「関与していない」、「記憶にない」というのが大半を占め、政倫審の目的である政治的道義的責任が果たされない状況です。複数の新聞世論でも約9割が「政倫審でも説明責任が果たされていない」という結果が報道されています。本意見書案でも指摘していますが、多くの国民は指摘されている議員が説明責任を果たすこと、嘘をつくと偽証罪に問われる証人喚問でいつ誰が何の目的で裏金がつくられてきたのか、何に使われたのかなど全容を明らかにすることを求めています。

政治資金パーティーは政治家個人、派閥に対して禁じられている企業団体献金の抜け道であります。選挙の一票を持つのが主権者国民であるのに、資金力がある企業が金の力を使って政治活動をすることは参政権の侵害になります。だからこそ、政治家個人への企業団体献金は禁止されています。今、自民党を除くすべての野党が企業団体献金禁止を求めています。今、国民の政治不信は深刻です。そしてこのことは私たち含め、議員、政治家への期待や信頼を損なうことにもつながります。裏金問題の徹底究明と、政治資金パーティーを含めた企業団体献金禁止で金権腐敗政治を一掃することを求める本意見書案に、議員各位の賛同を求めます。

次に意見書案第6号 子どもの権利擁護から離婚後の共同親権を拙速に導入しないよう求める意見書についてです。

離婚後に共同親権を可能とする民法改定案が国会に提出されました。本意見書では、現状の法制度の下で共同親権を導入することは、子どもの福祉をかえって損なう危険があるとしています。その具体例を申し上げます。離婚後共同親権では、子どもの進学などで父母の意見が対立したとき、家庭裁判所が決定者を決めます。父母の

争いが長引くと、子どもの心理への負担が懸念されます。家裁の決定が遅れると、子どもの利益を損なう恐れもあります。

民法改正案は「子どもの意見」尊重の規定がなく、子どもが望まない決定や面会交流が強いられる懸念がある点も不十分さを残しています。子どもの本音を聴くのは、専門性と時間を要しますが、その体制も極めて不十分です。DV 被害者を支援する団体は、「現在の DV 防止法などの政策では、確実に DV や虐待を判別する方法や機関が乏しく被害の立証が困難だ」と指摘しています。例えば、子どもの治療で医療機関などが、別居親にも承諾サインを求めると、DVの被害に遭った同居親は、加害者との連絡が必要となる可能性が出てきます。

海外は離婚後の共同親権が進んでいるが日本は遅れているとの議論があります。しかし、オーストラリアでは2006年に家族法を改定し、フレンドリーペアレント条項で、離婚後も子どもとのかかわりを別居親と共同で行うことが奨励されましたが、殺人事件が起こっているのです。2009年オーストラリアで4歳の子どもが別居の父親と面会中、橋の上から川に投げられ死亡するという事件が発生。母親らは父親に子どもを合わせると命の危険があると訴えていたにもかかわらず、裁判所が父親の面会を命じたのです。その後、同国では2011年にフレンドリーペアレント条項を廃止しました。離婚後共同親権は、このような痛ましい事例が起こらないように議論を尽くして、法整備と体制整備を行うことが求められます。拙速に離婚後の共同親権導入をするべきでないという、本意見書案に賛同されるよう求めます。

最後は、意見書案第7号 小児保健医療センターの県立総合病院への統合及び県立小児保健医療センターの在り方について十分な議論を求める意見書です。

滋賀県立小児保健医療センター(以下センターと述べます)の病床削減と県立総合病院との統合を含む、第5次滋賀県立病院中期計画改定素案が3月中に決められようとしています。この計画案について、県民から寄せられたパブリックコメント189件の内「統合でセンターが総合病院の1診療科になると専門性が失われる」「今でもベッドは足りていない」など165件と大多数が、統合・病床削減に反対の意見でした。そのパブコメの中には、「外来と病棟を別にすることに反対。呼吸もままならない体調の時に外を通過して、距離のある病棟に連れていくなんて怖い」と保護者のリアルな意見も寄せられています。また、「説明会の持ち方について、複数の方が手を挙げているにもかかわらず、会場の都合で説明会が強制的に終了されてしまった。十分に県民の声を聞き取ったとはいえ、さらなる聞き取りの時間的保証が必要だ」と県の対応への指摘もあります。本意見書案では、センターの統合及びあり方について、慎重な議論と患者家族への説明責任を果たすよう求めています。

県立病院の未来を考える会は、3月13日、センターの存続と病床数の維持を三日月知事に求める署名を提出されています。第1次分合わせて 15,904 筆という署名は、多くの県民の声であります。大津市職員として、乳幼児健診などに約30年間携わり、センター設立にも係わられた元立命館大学教授の中村隆一氏は、記者会見で「当事者である子どもの声を抜きに議論が進んでいるのは問題だ。病床数の削減は、障害児の権利と定めた子どもの権利条約にも逆行する。子どもが大切にされる施設のあるべき姿を、県民皆で一緒に考えていきたい」と言われています。

小児保健医療センターは、1988年に建設されました。その背景には、1958年から行われている乳幼児発達診断の大津方式の発展、びわこ学園創設の糸賀一雄氏らの努力で福祉先進県と言われる時代があるのです。センターは医療と福祉また教育を太く結びつけた子どもの専門病院です。病気や障害があっても、子どもの成長発達の大事な時間を保障する滋賀県の大切な宝物であると思います。中村氏が言われるように、その宝物のあるべき姿を県民が広く議論できるよう、県に求める本意見書案への、議員各位の賛同を求め、討論いたします。